

## 地域環境推進員へのお願い

### 1 ごみステーションのこと

ごみステーションは、各地区（自治会）が設置し、管理していただいている。地区住民が気持ちよくごみステーションを利用するため、地域環境推進員が中心となり、地区住民と協力して、ごみステーションの適正な管理の推進をお願いします。

#### (1) ごみステーションの新設・移設等について

新設する場合は、収集対象の戸数の条件（燃えるごみ・容器包装プラスチック専用ステーション：20戸以上、資源・不燃ごみステーション：100戸以上）と収集に支障はないか確認が必要になります。事前に協議が必要となりますので、計画段階で生活環境課へご相談ください。

#### (2) ごみ収集箱の購入補助金について

ごみ収集箱の購入に関する補助金制度がありますので、計画段階で生活環境課へご相談ください。（購入金額の1/2 上限10万円）

※区長名での申請となります。

#### (3) 資源・不燃ごみステーションの指定容器について

壊れていったり、収集に支障がある指定容器については、市が交換しています。また出されたごみが、指定容器に入りきらない場合は、容器の追加について、生活環境課へご相談ください。

#### (4) 分別品目表示シール（容器貼付）について

必要な場合は生活環境課へご相談ください。

#### (5) 台風接近時の対応について

台風接近時等、強風が予想される場合は、予め容器を影響の少ない場所へ移動させるなど、対策をお願いします。

### 2 不法投棄のこと

草木の管理ができていない空き地や人目のない場所での不法投棄が発生しています。土地の所有者・管理者は、適正管理を行うことはもちろん、地区（自治会）など地域の見守り等を通して、不法投棄をさせない環境づくりが大切です。

もし、不法投棄を発見された場合、警察又は生活環境課へ連絡してください。（不法投棄の行為現場を目撃した場合は、警察110番へ通報してください。）

※行為者が特定できない場合、投棄物は土地の所有者・管理者の責任において適切に処分していただくことになります。

#### 《不法投棄件数》

年　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
不法投棄件数	78件	82件	76件	47件
（内訳）	通報	15件	21件	29件
	クリーンキャンペーン	63件	61件	47件

## ～不法投棄防止地区の指定について～

『不法投棄を許さない地域づくり』を目指す、県の「不法投棄防止地区」の制度があります。指定を受けられた地区・自治会は、監視カメラの貸出、啓発看板や不法投棄防止ネットの提供など、活動支援を受けることができます。

未指定の地区・自治会は、防止地区の指定を検討してください。

### 《不法投棄防止地区数》

年 度	～令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合 計
申出数 (内訳)	90 地区	3 地区	-1 地区	0 地区	92 地区
	社 地 域	47 地区	3 地区	-1 地区	49 地区
	滝野地域	12 地区	0 地区	0 地区	12 地区
	東条地域	31 地区	0 地区	0 地区	31 地区

※未指定地区 社地域：大学山国、上中団地、梶原団地、沢部団地

## 3 クリーンキャンペーンに関すること

各地区（自治会）で例年実施いただいているクリーンキャンペーンについて、引き続きご協力をお願いします。なお、実績把握並びに円滑な収集のため、実施後は次のとおりご対応をお願いします。

(1) 実施後、回収漏れを防ぐため、実績報告書を提出してください。

※実績報告書の提出は、翌日の午前中までにお願いします。

(2) 奉仕袋には、草木類、汚れたペットボトル等、燃えるごみのみを入れてください。

※奉仕袋はクリーンキャンペーンで使用するための袋であり、異なった用途に使用することはお控えください。

(3) 資源・不燃ごみは、地区のごみステーションに出してください。

(4) 粗大ごみや家電4品目等の処理困難物は、生活環境課までご相談ください。

## 4 野焼きに関するこ

廃棄物の焼却は、農業に伴うあぜ草の焼却等、一部の例外を除いて、法律で禁止されています。違法な焼却が行われないように、そして地域の良好な生活環境が損なわれないように、各地域において啓発をお願いします。

### 【禁止の例外（廃掃法から一部抜粋）】

(1) 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

(例：「どんど焼き」等の地域の行事において不要となった門松、しめ縄等の焼却 など)

(2) 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

(例：農業者が行う稻わら等の焼却、林業者が行う伐採した枝等の焼却)

(3) たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

(例：暖をとるためのたき火、キャンプファイヤー等を行う際の木くずの焼却)

※あくまでも例外であることを十分認識し、火災の危険性、周囲の生活環境に影響を及ぼさないようにする必要があります。

## 【基準に適合しない焼却炉の禁止について】

次の条件に合わない焼却炉は使用できません。ほとんどの家庭用小型焼却炉はこれらの基準を満たしていない可能性が高いため、誤った使用が行われないよう啓発をお願いします。

- ①空気取入口と煙突以外に焼却設備内と外気が接触しないこと
- ②800°C以上で焼却できること（助燃装置が必要）
- ③燃焼に必要な通風が行えること（一般に送風機が必要）
- ④燃焼温度を測定できる温度計がついていること
- ⑤外気と遮断された状態で定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入できること
- ⑥煙を決められた濃度以下に保つこと（⑦とあわせて一般に集塵機が必要）
- ⑦煙突から灰や未燃物が飛ばないこと

## 5 騒音、悪臭などの公害問題に関すること

地区内で騒音、悪臭、水質汚濁などの公害や生活環境の問題が発生した場合は、生活環境課までご連絡をお願いします。

提供事項：発生日時、発生場所、公害状況、連絡先等

## 6 犬猫に関すること

### (1)飼い犬について

飼い主は、家族となるペットが健康で快適に暮らせるようにするとともに、社会や近隣に迷惑を及ぼさないようにする責任があります。人と動物が共に生きていく社会の実現には、飼い主のモラルやマナーはもちろんですが、動物と共生していくための地域づくりが大切です。飼い犬を散歩させるときは、次のことを遵守してください。

- ・飼い犬を綱、鎖等でつなぎ、制御できるようにすること。
- ・飼い犬の糞を処理するための用具を携行すること。
- ・飼い犬の糞により、公共の場所並びに他人の土地、建物及び工作物を汚したときは、直ちに適正に処理すること。

### (2)飼い猫について

飼い猫については、交通事故や感染症リスクを低減すること、他人の家への侵入、糞尿被害によるご近所トラブルをなくすため屋内で飼育することを推奨します。

### (3)野良猫について

野良猫による糞尿被害の報告が多く寄せられています。野良猫の生活圏となる要因として、餌付けをすることが挙げられます。餌付けをすることによって、多くの猫が一か所に群れ、生活圏になり、糞尿被害のほかに、伝染病の発生や車との接触、望まれない野良猫の繁殖、ごみが荒される等の問題につながるため、餌付けをしないよう啓発をお願いします。

## 7 その他（加東市良好な環境の保全に関する条例に関すること）

無秩序な土地利用を防止し、市民の健康で文化的な生活を確保することを目的に定めています。地区（自治会）で認識されていない下記1～5に関する行為、工事、設置などを発見されましたら、生活環境課まで情報提供をお願いします。提供いただきたい事項は、発見日時、発見場所、行為内容等です。

### (1)開発事業について

市内で開発事業を行う場合、条例に基づく手続きが必要です。

開発事業とは、土地の区画形質の変更及び施設の整備に関する事業で、以下のものを指します。

ア 土石の採取、土地の造成その他既存の土地の形状を変更すること。

イ 資材又は廃材の集積等を行うこと。

ウ 木竹を伐採すること。

### (2)指定作業場について

市内で指定作業場を設置する場合、条例に基づく手続きが必要です。

指定作業場とは、廃品の集積場又は解体場、自動車修理工場、土砂採取場などが該当します。

### (3)家畜飼養施設について

市内で一定数以上の家畜を飼養する家畜飼養施設を設置する場合、条例に基づく手続きが必要です。

家畜とは、牛、馬、豚、羊、やぎ、鶏、あひるが該当します。

### (4)遊技場等について

市内で遊技場等を設置する場合、条例に基づく手続きが必要です。

遊技場等とは、パチンコ屋、旅館その他これに類する営業などが該当します。

### (5)発電設備設置事業について

市内で一定出力以上の発電出力を有する設備を設置する場合、条例に基づく手続きが必要です。

（家屋など建築物に設置する場合を除く）

#### ■問い合わせ先

〒673-1493 加東市社 50 番地

加東市地域環境推進協議会

事務局：加東市市民協働部生活環境課（庁舎1階）

TEL：0795-43-0503（直通）

FAX：0795-42-5282

E-mail：seikatsu-kankyo@city.kato.lg.jp